

平成 28 年 3 月吉日

手賀の杜自治会会員各位

第 11 期手賀の杜自治会
会長 宮腰信雄

「手賀の杜スクエア」消防査察結果のご報告

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、昨年 11 月に「秋の火災予防運動」の一環で、柏市各消防署による柏市内防火対象施設への一斉査察が実施され、当会の防火対象施設であるコミュニティ施設「手賀の杜スクエア」の査察が実施されました。

査察結果として、4 点の指摘事項が通知され、迅速に改修を実施しなければ、今後“施設使用停止命令が発行される運びとなりかねない”と消防署よりの連絡を受けました。

よって、以下の対応を早急に実施し、査察元である柏市沼南消防署に「不備欠陥事項の改修報告」を行い、無事受理された事をご報告致します。

- ・防火管理者選任届出書の提出
- ・消防計画届出書の提出
- ・消防用設備等点検結果報告書の提出
- ・防災カーテンへの取替え

尚、この指摘事項は、平成 20 年 7 月に「防火対象物使用開始届出」の際にも指摘されていた事項でありました。今後は、消防計画に基づき防火管理者の指導監督により、施設の防火管理徹底を図って参りますので、会員皆様および施設利用者様のご理解ご協力をお願い致します。

敬具

<防火管理者選任について>

消防法第 8 条第 1 項に基づき、防火管理者を平成 28 年 2 月 7 日付で沼南消防署へ選任届出致しました。

- ・甲種防火管理者 : 後藤規正 様 (3 丁目) ※自主防災組織防災本部長

<消防計画について>

消防法施行令第 3 条の 2 第 1 項に定めている事項により、防火管理について、火災、地震、その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする手賀の杜自治会消防計画を定め、沼南消防署へ届出致しました。

<今後の運用について>

今後は、消防法に則り施設利用に際して、防火対策を実施して行く事になりますので、「手賀の杜コミュニティハウス（スクエア）施設使用規則」及び「スクエア利用マニュアル」を急遽見直しを行いました。今後はこれらに則り運用を開始することになりますので、よろしくお願い致します。

尚、「消防計画」等を、近日中に当会ホームページに掲載しますので、ご閲覧をお願い致します。また、スクエア出入口付近に上記を掲示していますので、施設利用者様はご確認願います。

新運用について予約時に施設利用者様へ順次ご説明致しますが、次年度に講習会（法令による必須事項）を開催致しますので、追ってご案内させていただきます。

以上